

2-6 第三者への提供(法第23条第1項・第2項)

第23条第1項 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 一～四(略)

第2項 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 一～四(略)

ガイドライン

- ◆ 個人情報取扱事業者は、あらかじめ、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の性質及び個人データの取扱い状況に応じ、本人が同意に係る判断を下すために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すこと。

【第三者提供とされる事例】

- ・親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合
- ・フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合
- ・同業者間で、特定の個人データを交換する場合
- ・外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合

【第三者提供とされない事例】

- ・同一事業者内で他部門へ個人データを提供すること。

- ◆ 個人情報取扱事業者は、第三者提供におけるオプトアウトを行っている場合には、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができる。
- ◆ 「第三者提供におけるオプトアウト」とは、提供にあたり当たりあらかじめ、以下の i. ～ iv. の情報を、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいう。
 - 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 第三者に提供される個人データの項目
 - 第三者への提供の手段又は方法
 - 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

【オプトアウトの事例】

- ・住宅地図業者(表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成し、販売(不特定多数への第三者提供))
- ・データベース事業者(ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売)